

# 陳情文書表

平成30年第3回神奈川県議会定例会

平成30年9月26日

陳情番号	172	付議年月日	30.9.11
件名	臓器移植の環境整備についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>(1) ドナーを増やすため、国民が命の大切さを考える中で臓器移植に係る意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう臓器移植に係る更なる啓発に努めること。</p> <p>(2) 臓器提供施設を増やすため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。</p> <p>(3) 臓器提供についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かい対応が可能となるよう移植コーディネーターの確保を支援すること。</p> <p>(4) 臓器移植手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医について負担軽減対策を講ずること。</p> <p>(5) 国民が臓器移植ネットワークの構築されていない国において臓器移植を受けることのないよう次の対策を講ずること。</p> <p>①ブローカーの厳罰化</p> <p>②医師に対する、患者への渡航移植の危険性の告知義務</p> <p>③医師が臓器移植を受けた患者であることを覚知した際、厚生労働省への告知義務</p> <p>④違法と知らないで臓器移植を受けてしまった、善意のレシピエントへの精神面でのケア</p> <p>上記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書の提出をお願い致します。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。</p> <p>一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。</p> <p>そこで、国際移植学会は、平成20年5月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。</p> <p>こうした動きが我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成29年の臓器提供者数は77人となっている。</p> <p>しかし、平成30年5月31日時点における臓器移植希望者数が、心臓で684人、肺で325人、肝臓で313人、腎臓で11,931人、<sup>すい</sup>膵臓で206人(日本臓器移植ネットワーク)となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。</p>			

陳情番号	173	付議年月日	30.9.19
件名	地方財政の充実・強化を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p><b>【陳情項目】</b></p> <p>2019年度の政府予算と地方財政の検討における、地方財政の充実・強化に向け、次の事項について政府に対して意見書を提出されますよう陳情いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。</li> <li>2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。</li> <li>3 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。</li> </ol> <p><b>【陳情理由】</b></p> <p>地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。</p> <p>一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。</p> <p>本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。</p> <p>このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。</p> <p>以上の観点から、貴議会におかれましては、本陳情の趣旨をご理解の上、政府等関係機関に意見書を提出されますようお願いいたします。</p>			

陳情番号	174	付議年月日	30.9.19
件名	神奈川県議会ホームページにおける名誉毀損行為の取り扱いについての陳情		
付議委員会	陳情者		
議会運営委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>神奈川県議会議員木佐木忠晶氏が本会議定例会において行った弊法人に対する名誉毀損発言について、その記録を神奈川県議会ホームページ上から削除するように陳情致します。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>平成29年(2017年)9月19日、神奈川県議会第3回定例会において、木佐木忠晶議員は、知事に対する一般質問に立ち、弊法人を「ブラック企業」と誹謗<sup>ひぼう</sup>した上で、「法人は司法の決定に従っていない」「根拠もなく職員を処分している」とする虚偽の事実を知事に提示した上で、知事に回答を迫るばかりか、あろうことか知事を「無責任」と罵る事態となりました。</p> <p>現在でも、この時の本会議場での発言は映像として神奈川県議会ホームページ上でインターネット中継され、議会議事録でも確認ができる状態となっており、弊法人へ故無き名誉毀損行為が、日々継続的に喧伝されている事態となっております。</p> <p>弊法人からは、木佐木議員に対しまして繰り返し弊法人に対する批難は事実無根であり、弊法人が司法の決定に従っていることや、職員間によるパワーハラスメント事件について説明した上で、神奈川県議会ホームページの記録を削除頂くように要請して参りましたが、頑<sup>かたく</sup>なにこれを拒否し削除に応じ無いどころか、議員ご自身のホームページ上において、定例会での問題発言を再編集し掲載するという事態となっております。</p> <p>木佐木議員自身が、ご自身の誤りを議会に対して申し出た上で、問題発言を削除するという誠意ある対応はおろか、その姿勢すらうかがえ無いのが現状です。</p> <p>この間も、公人、行政による権力、権利の乱用から派生した弊法人への風評被害は計り知れず、身を守る術<sup>すべ</sup>を持たぬ弊法人は、如何<sup>いか</sup>にご入居者やご入居者ご家族、そして、弊法人の全従業員を守れば良いのか熟慮した結果、この度、神奈川県議会のご良識とご良心に訴え、当該記録の削除をご検討賜りたく、本陳情に至りました。</p>			

陳情番号	175	付議年月日	30.9.20
件名	県立高等学校再編についての陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>日ごろから県民のためにご尽力いただきありがとうございます。</p> <p>私たち新日本婦人の会は、子どもの健やかな成長や安心して暮らせる地域づくりのために県内各地域で活動しています。</p> <p>9月13日の神奈川新聞報道によると、県議会平成30年第3回定例会において、「県立高校再編計画」第2次計画では県立高校をさらに統合・廃止により減らすという答弁が神奈川県教育長から行われたということです。</p> <p>神奈川県の全日制普通高校への進学率は、全国最低の水準です。これは、神奈川県が「県立高校再編」の政策により、県立全日制普通高校を再編統合して減らしてきた結果です。</p> <p>今回、明らかになった「高校再編計画」による削減方向によれば、工業高校などの専門学科を有する県立高校を増やし「企業での長期間に渡る実習」を高校卒業の単位として認めることを予定しています。</p> <p>さらに、公私の設置者会議において、来年度の県立高校の入学定員を100名減らすことも決まりました。どの子ども希望する高校に入れるよう次のことを、要請いたします。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>これ以上、県立高校を減らさないでください。</li> <li>来年度の県立高校の入学定員を100人減らす計画はやめてください。</li> </ol>			

陳情番号	176	付議年月日	30.9.21
件名	神奈川県教育委員会採用の教員及び教員資格者（茅ヶ崎市教委）が主語化した神奈川県茅ヶ崎市立 小学校小 いじめ不登校『重大事態』について陳情		
付議委員会	陳 情 者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
前文			
<p>神奈川県教育委員会採用の教員資格者である各人、茅ヶ崎市立 小学校 校長の発言『復学の対応しない』と茅ヶ崎市教育委員会高橋元学校教育指導課長の発言『普通いじめ被害者が転校するもの』、『校長への話は、弁護士を通せ』は、何の法的根拠もない当該児童保護者への『言葉の暴力』であり、神奈川県教育委員会採用の教員資格（公務員）の優位を持つての知識弱者へのパワハラ行為であり、どう喝行為である。</p> <p>■ 憲法第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。</p> <p>冗談ではないのです。神奈川県議会 桐生議長殿、および黒岩神奈川県知事殿、桐谷教育長殿、教職員人事課 舘課長殿、子ども教育支援課 宮村課長殿</p> <p>神奈川県教育委員会教育長信任責任者として、また神奈川県教員採用側管理者および教員採用責任者として茅ヶ崎市立 小学校 年生（当時）のいじめ不登校に係わった 元校長を含む教員7人（その他の教員、 校長、 先生、 先生、 先生、 先生、 先生、 先生）、茅ヶ崎市教育委員会では、神奈川県教員資格を持つ各人、神原教育長、中林元教育指導担当部長（元神奈川県教育委員会子ども教育支援課課長代理）、吉野教育指導担当部長を含む職員6人（その他の職員、高橋元学校教育指導課長、工藤課長補佐、力石課長補佐）を茅ヶ崎市学区から引き上げ、再教育、再研修での法令順守（コンプライアンス）の教育、研修を徹底し、茅ヶ崎市民の安心安全の声に答えて下さい。</p> <p>《 陳情の要旨 》</p> <p>1 茅ヶ崎市立 小 いじめ不登校『重大事態』について、当該児童小学 年生時（当時）、神奈川県教員資格を持つ茅ヶ崎市教育委員会各職員は、出来るにもかかわらず、何故、法律いじめ防止対策促進法を適用しなかった等を、桐谷教育長の信任責任者である神奈川県は、第三者委員会を立ち上げ、地方自治法第百条の二で、専門事項に係わる調査を学識経験者にさせ、答申を受けるとともに、当該児童とその保護者の聞き取り調査を行い、茅ヶ崎市立 小 いじめ不登校『重大事態』の調査検証と、抜け落ちていた法律いじめ防止対策促進法（想定外な部分、範囲）への提言を行って下さい。</p> <p>2 当該児童が訴えている当該児童がいじめられている時、『お前は俺のおもちゃだ』と有頂天になるまで、当該児童 年生当時 組担当 先生はもち論、 元校長、 組担当 先生 組担当 先生、 組担当 先生、 組担当 先生は、いじめ状態を目の当たり</p>			

にしているにもかかわらず、何故、いじめを放置し続けたか。6人の先生達<sup>たち</sup>にいじめを放置する『暗黙のルールは』なかったのかの調査検証。

- 3 いじめ常態を放棄することは、労働者（教員）としての権利か。それとも教員（教育者）として、生徒児童の安全（生命、身体）を確保する配慮義務を怠っていたかの調査検証。
- 4 当該児童保護者が 小学校 校長への聞き取り調査で確認して訴える、 小学校へ転校する前の 小学校での 教頭、 先生が起こしていた学級崩壊の聞き取り調査検証。（ 小 いじめ問題の原因究明にもなる学級崩壊の記録資料は文書不作成で存在しない。→報告義務違反行為）→ 小学校学級崩壊から二次被害化した 小いじめ不登校当該児童と保護者。
- 5 平成28年11月9日第1回第三者委員会開催から平成30年2月5日第31回第三者委員会開催答申書作成までに
  - 当該児童担当の 先生は、情報公開請求の対象資料及び第三者委員会の聞き取り対象になった、いじめ状況を記録した資料をシュレッダーで粉碎してしまった動機の究明。指示者はいなかったか。
  - 茅ヶ崎市教育委員会は第三者委員会が聞き取り調査しないを念頭に、また当該児童の保護者との話し合いを記録に残せば情報公開の対象になる事を認識し、話し合いを記録に残さない行為。『公務員として、最低の義務行為、記録に残す。』  
→ 報告義務に反する行為をとった茅ヶ崎市教育委員会組織の法の下での暴徒化した動機の究明。
- 6 神奈川県採用教員資格を持つ茅ヶ崎市教育委員会神原教育長は、 元校長、 校長、吉野教育指導担当部長、高橋元学校教育指導課長、工藤元課長補佐、力石課長補佐当該児童の保護者への『言葉の暴力』、パワハラ行為とどう喝行為の権限を与えていたかの調査。
- 7 神奈川県議会経験者の服部茅ヶ崎市長の平成27年度から平成29年度末までの一日の動向（職員幹部、職員との会議）より、服部茅ヶ崎市長、神原教育長、中林元教育指導担当部長（元神奈川県教育委員会子ども支援課長代理）、吉野教育指導担当部長、高橋元学校教育指導課長、岸教育総務部長、 元校長、 校長は、それぞれいつの時点でいじめ行為として認識したか。組織としてのボトムアップ、トップダウンの経路・機能の究明。→ 当該児童年生の時、いじめの常態化の中で、中林教育担当部長（神奈川県教育委員会子ども支援課長代理を歴任）は、 小学校校長、および茅ヶ崎市教育委員会の部下、職員からいじめの報告を受け取っていたか。（いじめ『重大事態』発生の重要事項の報告義務）
- 8 平成29年3月28日、服部茅ヶ崎市長より神奈川県教育委員会 桐谷教育長へ報告があった、茅ヶ崎市立 小学校いじめ不登校問題と、調査検証後の相違点の究明。（報告の疑義について）

9 その他。

当該児童と保護者の聞き取り調査検証と、抜け落ちていた法律 いじめ防止対策促進法（想定外な部分、範囲）への提言を行って下さい。

《 陳情の理由 》

茅ヶ崎市立 小学校 年生（現在）当該児童は、大人の不条理、都合で8月31日現在欠席日数は467日を数えます。文部科学省が示す『重大事態』年間欠席日数おおよそ30日の6.7倍になります。

当該児童の不登校欠席日数467日は、いじめを受ける・受けないにかかわらず、当該児童が誕生とともに本来享受する憲法第二十三条での学問の自由、憲法第二十六条でのその能力において教育を受ける権利、法律 教育基本法第五条の三項で定める義務教育の機会の保障を、神奈川県教員資格を持つ茅ヶ崎市教育委員会組織と、行政の長、服部茅ヶ崎市長により搾取され、違憲状態を示す467日であり、また、欠席日数467日は、神奈川県教員資格を持つ茅ヶ崎市教育委員会組織と、行政の長、服部茅ヶ崎市長により、綿密に、かつ、用意周到に計画された当該児童とその保護者を、いじめから諦めさせる<sup>ため</sup>の『人間塩漬け』の期間・常態でもあるのです。そして、当該児童は、PTSD症（心的外傷後ストレス障害）を発症し、二重の苦しい生活をよぎなくされているのです。

『子どもの権利は、人間の権利です。』

神奈川県議会 桐生議長および県議会議員各位におかれましては、神奈川県教育委員会教育長信任責任者として、日本国が批准する国連の『子どもの権利』条約、そして日本国憲法、法律（①学校教育法、②いじめ防止対策促進法、③その他法律）より、正面から審議され、神奈川県下にはびこる小学校中学校のいじめ問題へつながる神奈川県茅ヶ崎市立 小（現在）のいじめ不登校問題の解決に向けて、説明責任を果たされるよう要望します。

正に、神奈川県茅ヶ崎市立 小学校小（現在）いじめ不登校『重大事態』に係わる問題は、政治の問題です。神奈川県議会は、政治の力で、当該児童とその保護者を法の下での自由な世界へ開放してあげて下さい。